

(6) 管理運営

直営や指定管理者制度の導入等、様々な運営手法を検討し、管理運営計画を策定します。

(7) 財源と事業手法

① 財源

これまで、市民会館建設事業については、起債対象の95%に充当でき、元利償還額の70%が普通交付税に算入され交付される合併特例債をもって計画しており、一般財源は事業費の残り5%を充てることとしていました。

ただ、有利な合併特例債といえども、今後の地方債の適正な借入れについては十分考慮する必要があり、長期的な財政負担のバランスの観点から、観音寺市都市再生整備計画に基づく、社会資本整備総合交付金制度を活用し、一般財源の支出及び地方債の借入れを抑制します。

公共建築のように長期間にわたって使用するものについては、建設した時期に本市に住んでいた人の税金だけでその経費を賄うのではなく、将来本市に住む人たちにも負担をしていただくことで、世代間の負担を公平にすることができます。そうした観点から適当と認められる範囲の地方債の借入れを行います。

② 事業手法

PFI方式等を検討しましたが、平成27年度末まで借入れが可能な合併特例債を活用するにはスケジュール的に無理であるので、直接発注することとしました。

(8) 今後のスケジュール

今後はこの基本構想をもとに、パブリックコメント、基本計画の策定をしたうえで、平成28年1月の竣工を目指して、次のように事務を進めていく予定です。

○建設スケジュール（予定）

